## 共同印刷株式会社 社外役員の独立性判断基準

共同印刷株式会社(以下、「当社」という)は、当社の社外取締役および社外監査役(以下、「社外役員」という)の独立性判断基準を以下のとおり定め、各社外役員(その候補者も含む。以下同様)が次の要件のいずれにも該当しない場合に、当社の経営陣から独立しているものと判断する。

- 1. 現在又は過去 10 年間において、当社及び当社の関係会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行者(※1)であった者。社外監査役においては、当社グループの取締役、従業員等であった者。
- 2. 当社グループを主要な取引先(※2)とする者又はその業務執行者。
- 3. 当社グループの主要な取引先(※2) 又はその業務執行者。
- 4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※3) を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)。
- 5. 当社グループから、多額の寄付(※4)を受けている者又はその業務執行者(当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)。
- 6. 当社の主要株主 (総議決権の 10%以上の議決権を保有している者又はその業務執行者)。
- 7. 社外役員の相互就任の関係(※5) にある先の業務執行者。
- 8. 現在又は過去10年間において上記2から7に掲げる者に該当していた者。
- 9. 近親者(配偶者及び二親等内の親族をいう)が上記1から8までのいずれかに該当する者。

- (※1)「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。監査役は含まない。
- (※2)「主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
  - ①当社グループに製品・サービス等を提供している取引先であって、直近の事業 年度を含む 3 事業年度の各年度それぞれにおいて、その者の年間連結売上高の 3%以上の支払いを当社グループが行っている者。
  - ②当社グループが製品・サービス等を提供している取引先であって、直近の事業 年度を含む 3 事業年度の各年度それぞれにおいて、当社グループの年間連結売 上高の3%以上の支払いを当社グループに行っている者。
- (※3)「多額の金銭その他の財産」とは、直近の事業年度を含む 3 事業年度の各年度それ ぞれにおいて、年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の支払いが当社グループからあることをいう。当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、直近の事業年度を含む 3 事業年度の各年度それぞれにおいて、その者の年間連結売上高の 3%以上の支払いを当社グループが行っていることをいう。
- (※4)「多額の寄付」とは、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度それぞれにおいて、 年間1,000万円を超える寄付が当社グループからあることをいう。当該寄付を受け ている者が、法人、組合等の団体である場合は、直近の事業年度を含む3事業年度 の各年度それぞれにおいて、その者の年間総収入金額の3%以上の支払いを当社グ ループが行っていることをいう。
- (※5)「社外役員の相互就任の関係」とは、当社グループの出身者が、他の会社の社外役員であり、かつ当該の会社の出身者が、当社グループの社外役員である場合のことをいう。

2021年4月1日制定

以上